

保護者 様

新温泉町立浜坂中学校
校長 塩出 武

出席停止のお知らせ

お子様が、学校において予防すべき感染症（学校感染症）にかかった場合は、学校保健安全法第十九条の規定による「出席停止」となり「欠席」扱いにはなりません。学校を休み、医師の指示に従い療養してください。

学校保健安全法では、学校感染症を第一種から第三種の三種類に分類しています。第一種の感染症は、エボラ出血熱・ペスト・急性灰白髄炎（ポリオ）などで、治癒するまで出席停止となります。

第二種と第三種の感染症及び「出席停止期間の基準」は下表のとおりです。

第二種（空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症）

| 感染症 | 出席停止期間の基準（欠席扱いにはなりません） |
|-----------------|---|
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤により治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん（三日はしか） | 発しんが消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 結核 | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで |

第三種（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症）

| 感染症 | 出席停止期間の基準（欠席扱いにはなりません） |
|---|----------------------------|
| コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ ） ※ ※溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで |

※「登校届」は保護者が記入し登校時に提出してください。「登校届」に医師や医療機関の証明は必要ありません。

きりとりせん

登校届

学校長 様

このたびの出席停止について、下記のとおり療養し、登校可能となりましたので届け出ます。

令和 年 月 日

感 染 症 名

診察を受けた医療機関名

出席停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

年 組 児童・生徒氏名 保護者氏名